

平 29.10.23
総 13 - 3

説明資料

〔個人住民税〕

平成29年10月23日(月)

総務省

目 次

1. これまでの経緯	1
2. 人的控除の控除方式のあり方	3
3. 働き方の多様化を踏まえた個人所得課税のあり方及び 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方	8
4. 個人住民税における所得把握	13
5. 参考資料	15

1. これまでの経緯

5. 個人住民税のあり方

- 地域における社会的なセーフティネットを提供する地方公共団体に期待される役割が一層大きくなっていることを踏まえ、その役割を十分に果たしていくための**住民サービスの財源を適切に確保する観点**が極めて重要。
 - ・ 働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめ、個人所得課税改革を進める上で、個人住民税においても、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、**税収中立の考え方を基本として行っていく必要**。
 - ・ 個人住民税は、比例税率化を通じて応益課税としての性格がより明確になっていることから、配偶者控除をはじめ**諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税としての役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を踏まえた検討が必要**。
 - ・ 税収の地域間格差、納税義務者数の維持及び社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることに留意が必要。

<参考>「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(個人住民税関係)の概要

〔平成27年11月 政府税制調査会〕

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
 - 地方公共団体が地域の実情に即した**住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠**
- 個人住民税は**地域社会の会費的性格**(地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格)を有している。
 - **均等割の存在**
所得割(比例税率)における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
 - **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、**地方公共団体の財源の適切な確保**という観点が極めて重要。
 - ・ 個人住民税が比例税率であるため、**控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意**
 - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意**。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性も念頭に置く必要**。

2. 人的控除の控除方式のあり方

個人住民税における税負担の調整

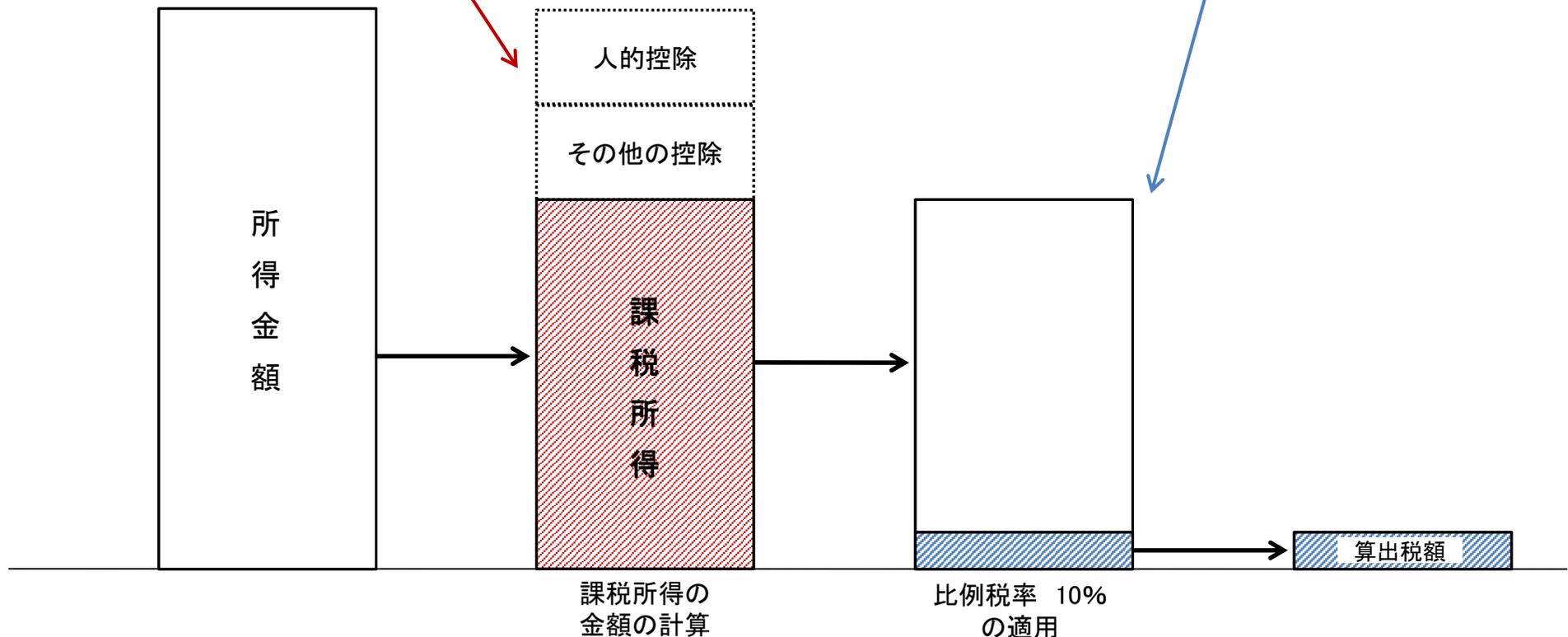
◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方（どのような者に同じ税負担を求めるのかわかりやすい）。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎「課税所得」に対して比例税率（標準税率：10%）を適用。



人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

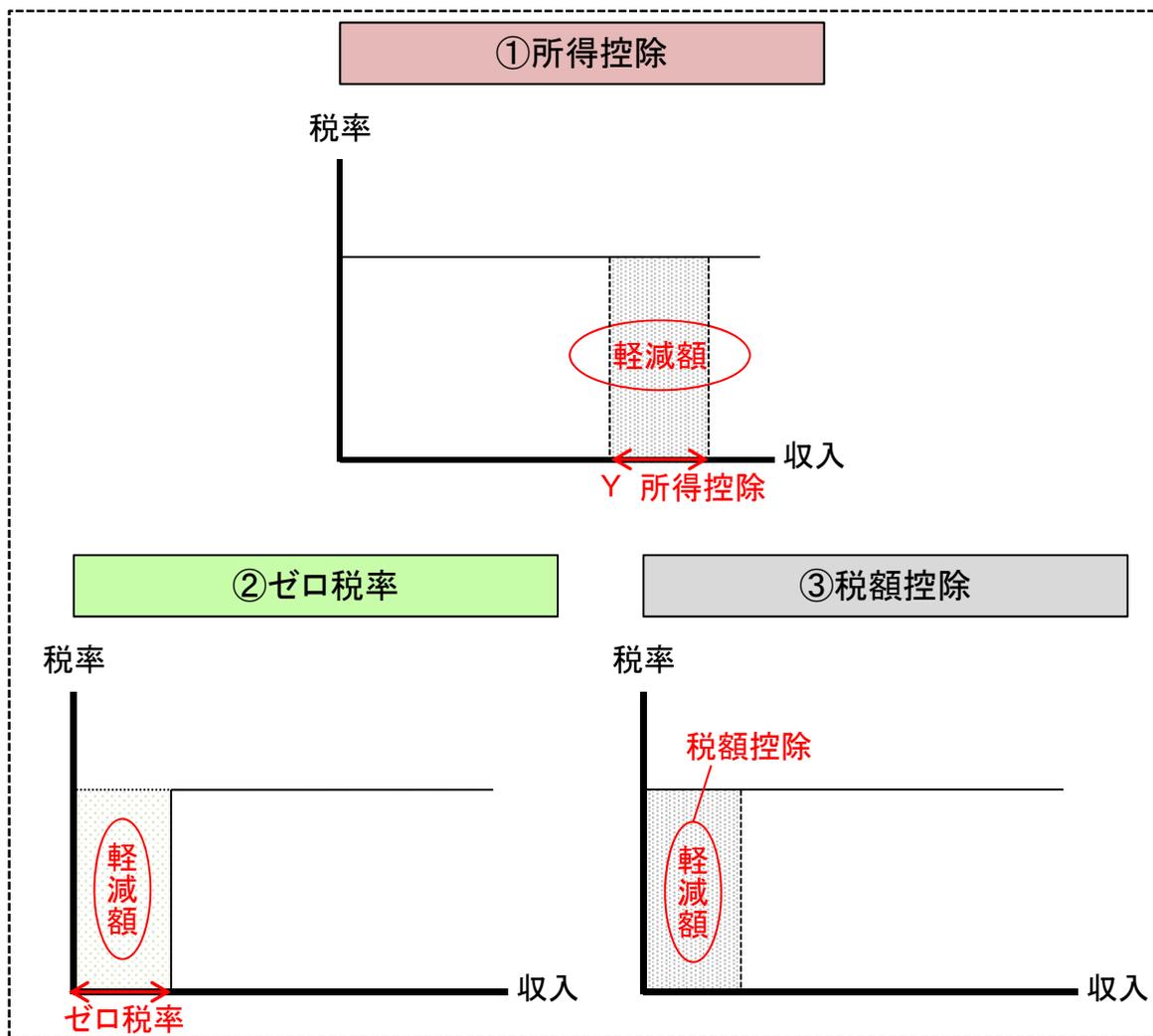
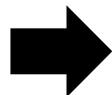
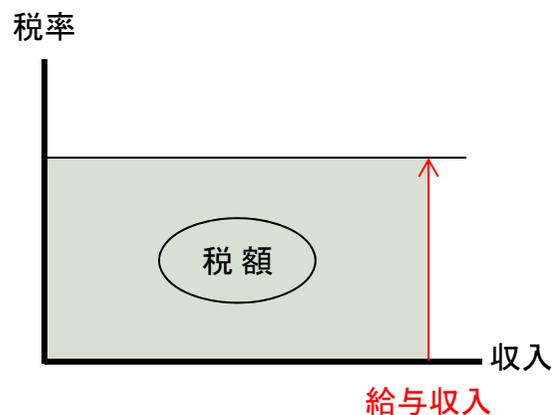
	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			住民税	所得税		
基礎的	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			
	一般の控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	【最高】33万円	【最高】38万円	【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が逡減)】
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	【最高】38万円	【最高】48万円	
人的控除	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円を超え76万円未満【38万円を超え123万円以下】である配偶者を有する者	最高33万円	最高38万円	年間所得1,000万円以下 【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が逡減)】
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
特別な	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
人的控除	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

(注)【 】は平成29年度改正(平成31年度分以後の個人住民税について適用)。

所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、②ゼロ税率、③税額控除については、いずれも同じ効果となる。

給与収入の額に税率をそのまま適用した場合

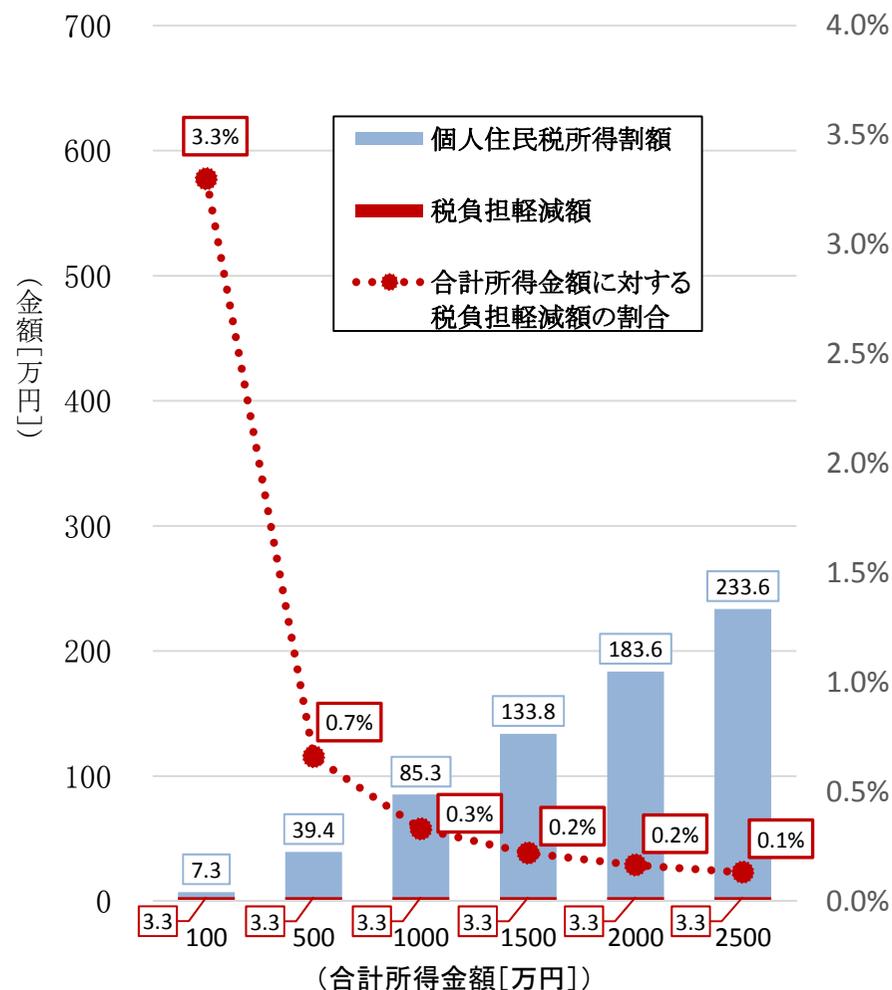


所得控除方式と税額控除方式の比較

- 個人住民税は比例税率であるため、所得控除方式・税額控除方式いずれも、税負担軽減額は一定であり、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は、高所得者ほど減少する。

所得控除方式(現行)・税額控除方式

基礎控除: 所得控除33万円(現行)・税額控除3.3万円(仮定)



(注)1 単身の場合。

2 給与収入に換算すると、[合計所得金額:給与収入]はそれぞれ[100万:166.7万]、[1000万:1220万]、[1500万:1720万]、[2000万:2220万]、[2500万:2720万]となる。

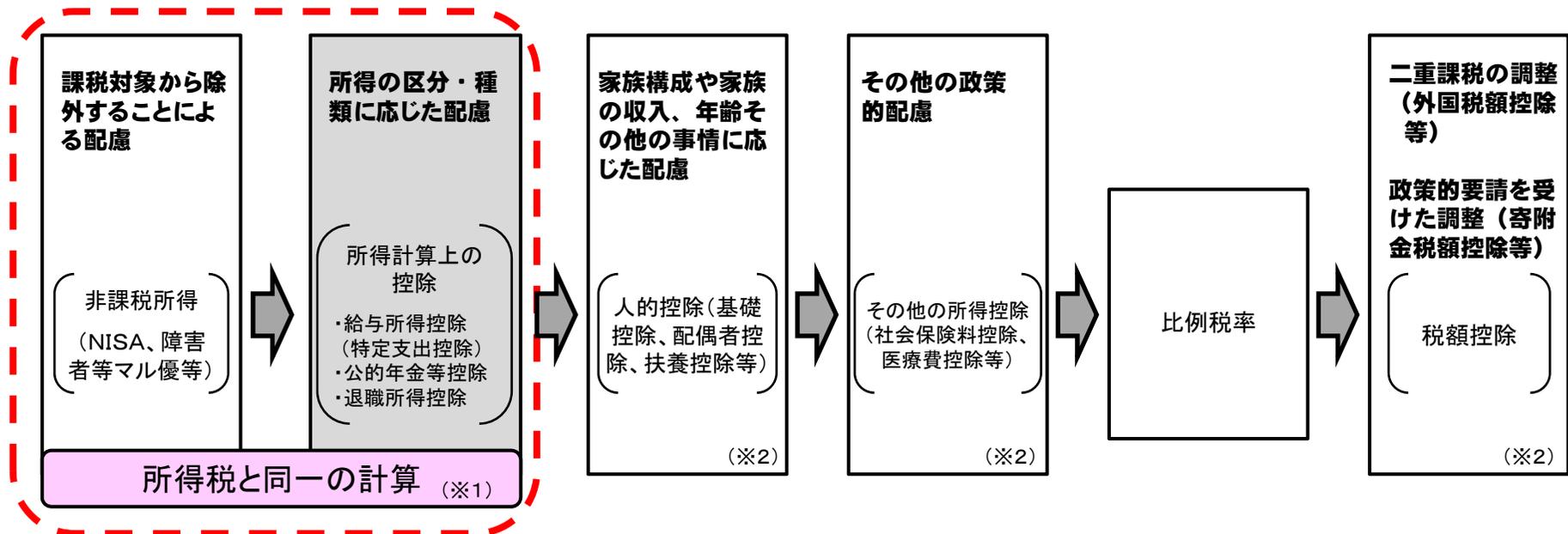
3. 働き方の多様化を踏まえた個人所得課税のあり方 及び

老後の生活に備えるための自助努力を
支援する公平な制度のあり方

個人住民税の所得計算の方法

- 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、地方税法上特段の規定を置かない限り、給与所得控除・公的年金等控除等の所得計算上の控除等は、所得税と同一。
- このため、所得税と同様、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

<個人住民税所得割の計算の仕組み>



(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

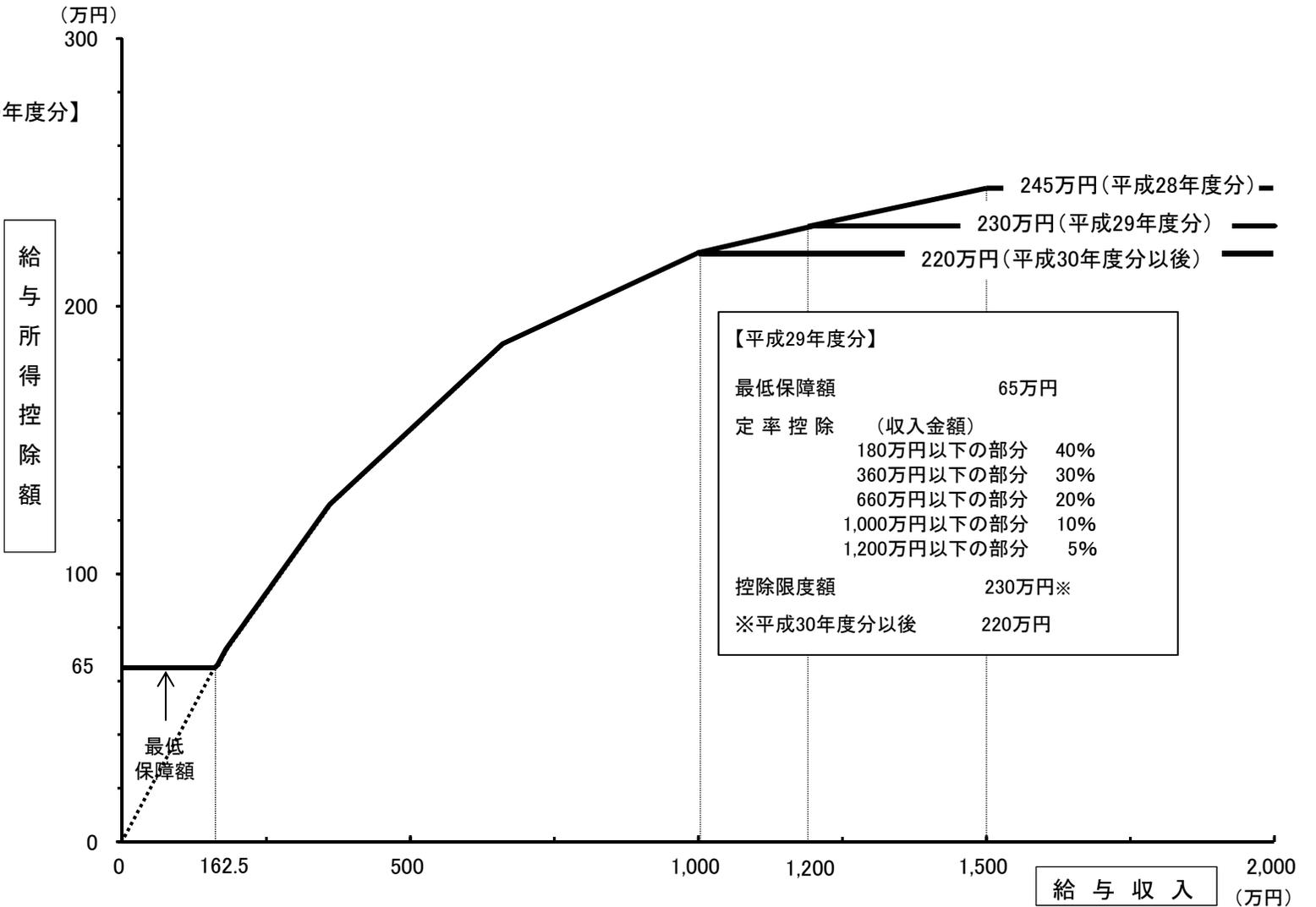
(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

給与所得控除制度の概要（個人住民税）

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（給与収入1,200万円以上で上限230万円）。

○給与所得控除額の例【平成29年度分】

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,200万円	230万円



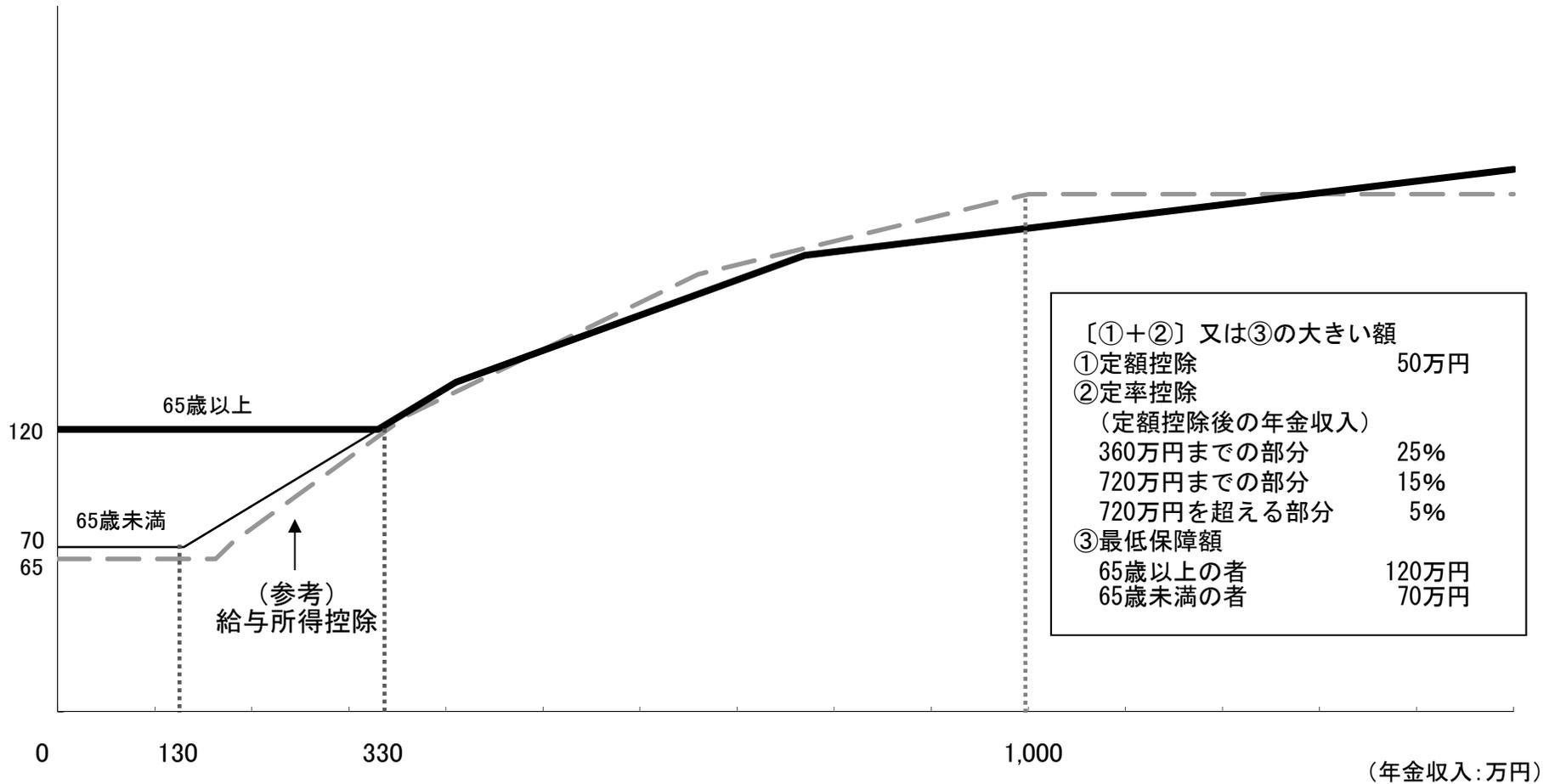
(参考) 給与総額は216兆円程度、給与所得控除総額は63兆円程度、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は約29%程度である(「平成28年度市町村税課税状況等の調」)。

公的年金等控除制度の概要（個人住民税）

○ 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金
- ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

（控除額：万円）



退職所得の課税方式（個人住民税）

○ 他の所得と区分して次により分離課税

・ (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2(注) = 退職所得の金額

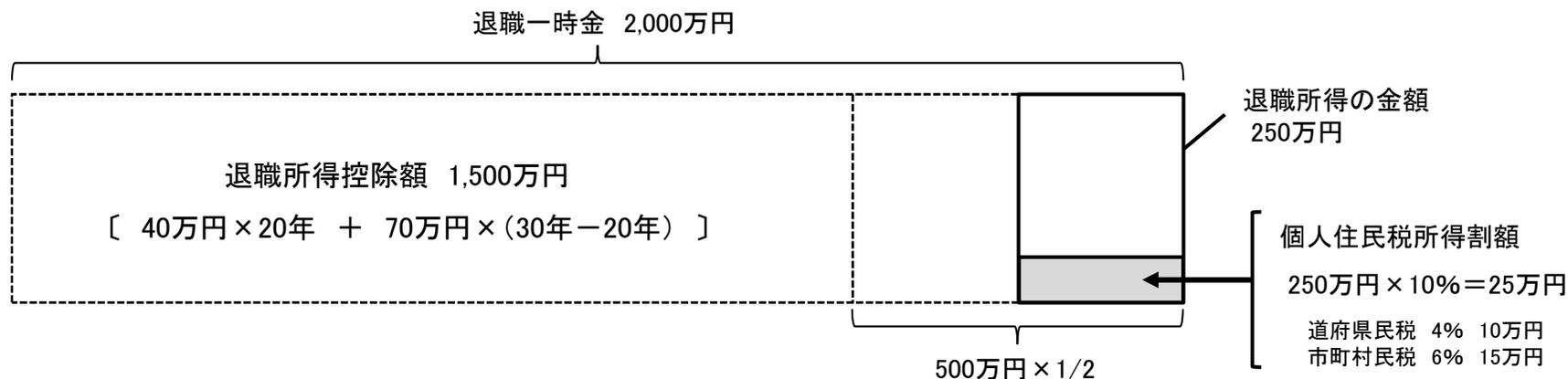
勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。

・ 退職所得の金額 × 税率 = 個人住民税所得割額

課税所得金額	税率
一律	10% (道府県民税:4%、市町村民税:6%)

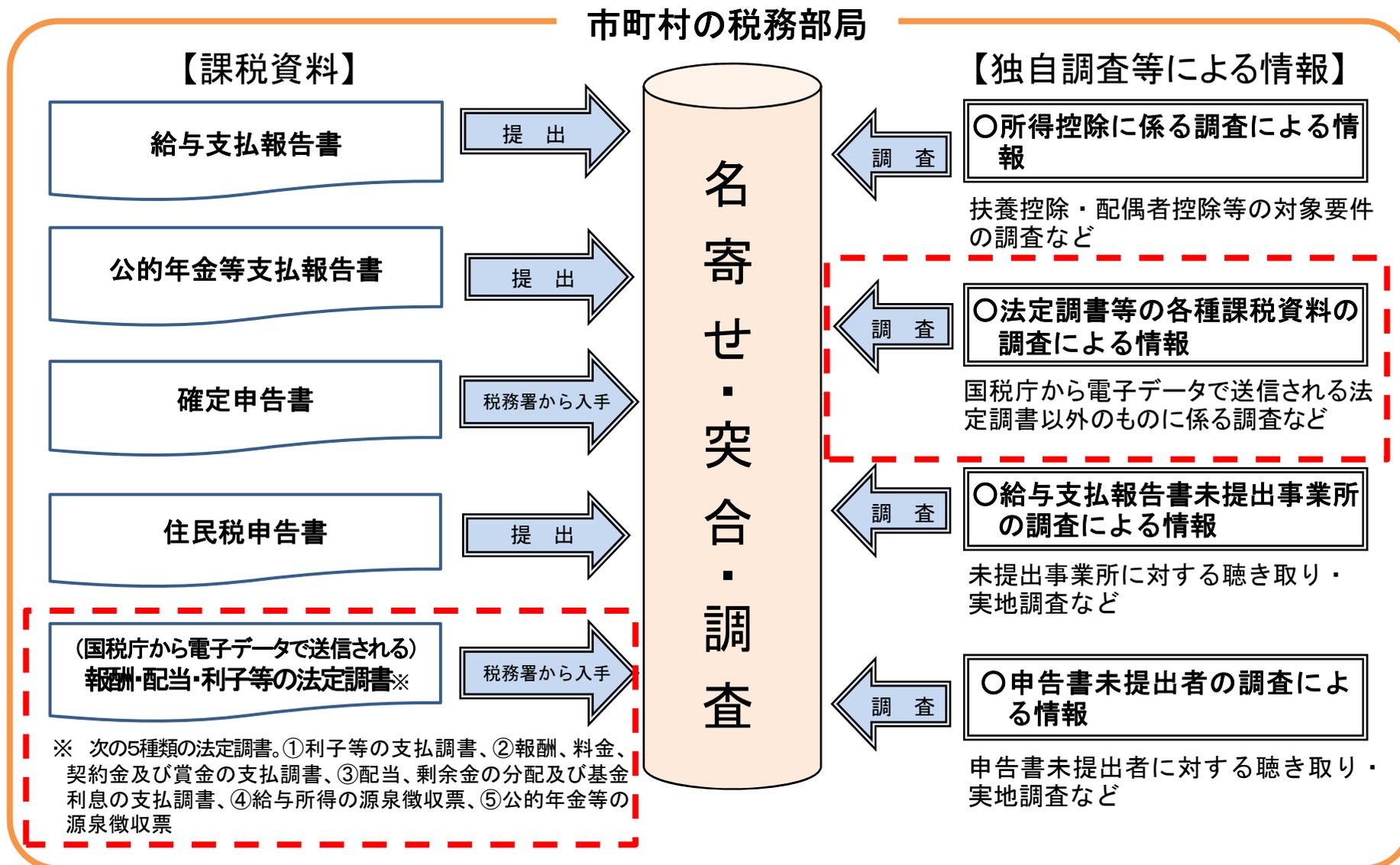
(例) 勤続年数30年の場合



4. 個人住民税における所得把握

市町村の税務部局による所得情報の収集

- 報酬・配当・利子等の法定調書については、eLTAXを通じて、国税庁から市町村へデータ送信され、市町村の課税事務に活用。
- 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換。



5. 參考資料

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
→5, 10, 13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,300億円	約6,200万人

※復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)上げられている。

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

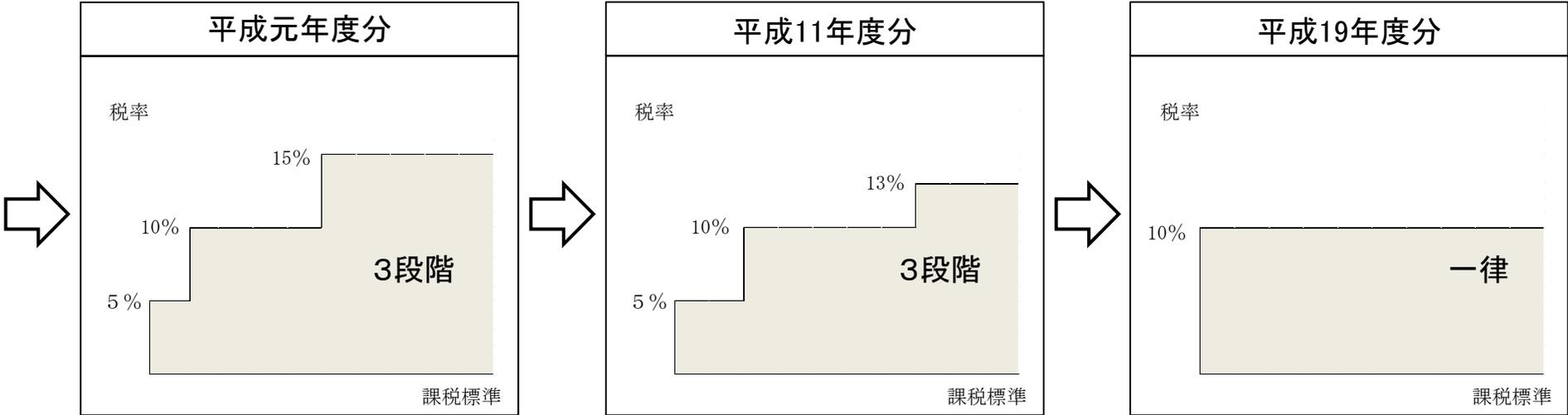
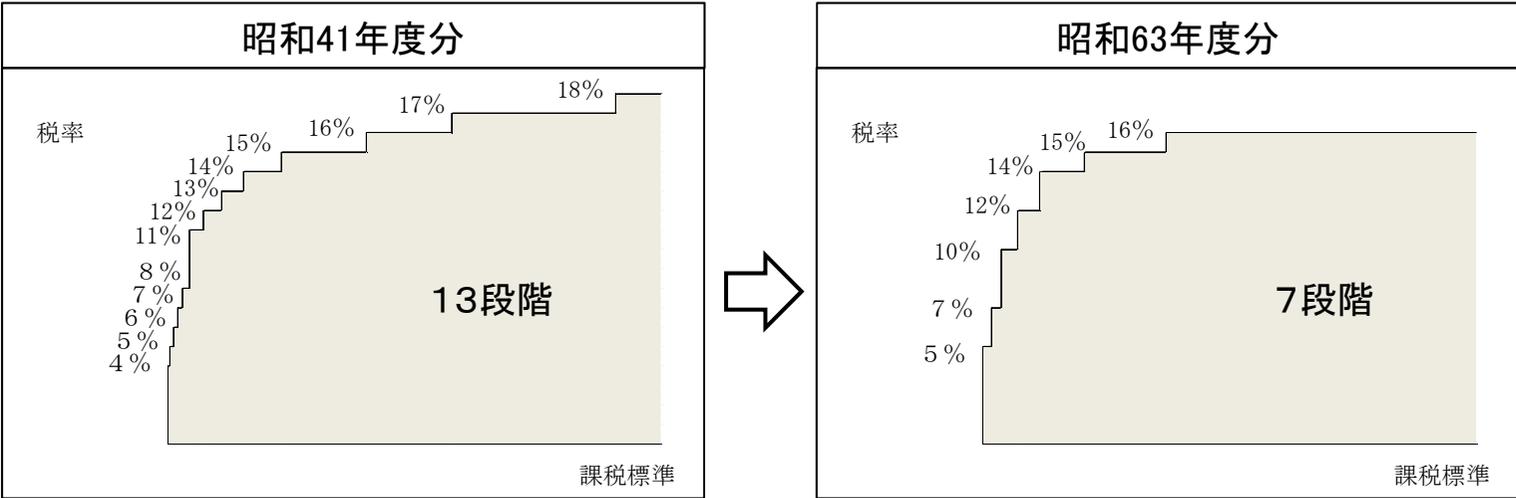
	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆6,900億円	約5,700万人
(参考)所得税	約18兆2,000億円	約5,300万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる(平成30年度分個人住民税から)。

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5% 税収 約4,700億円

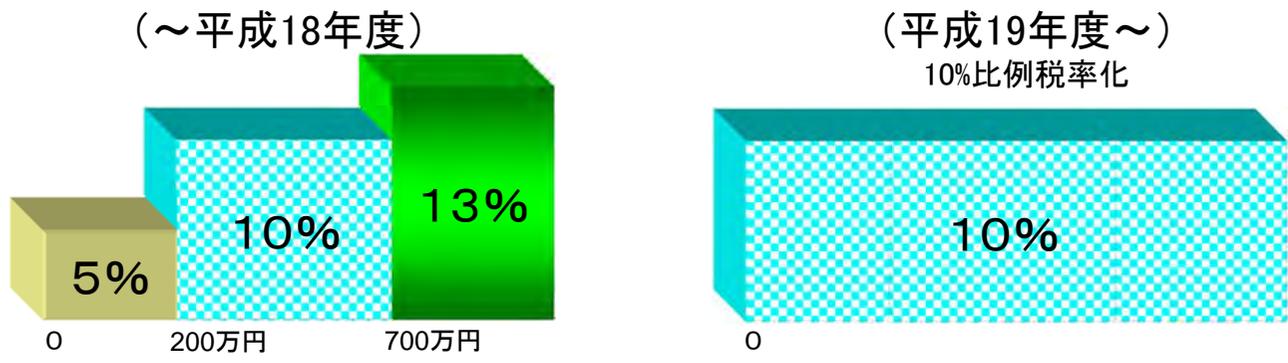
- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに平成27年度決算額による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

個人住民税における税率構造の推移（イメージ）

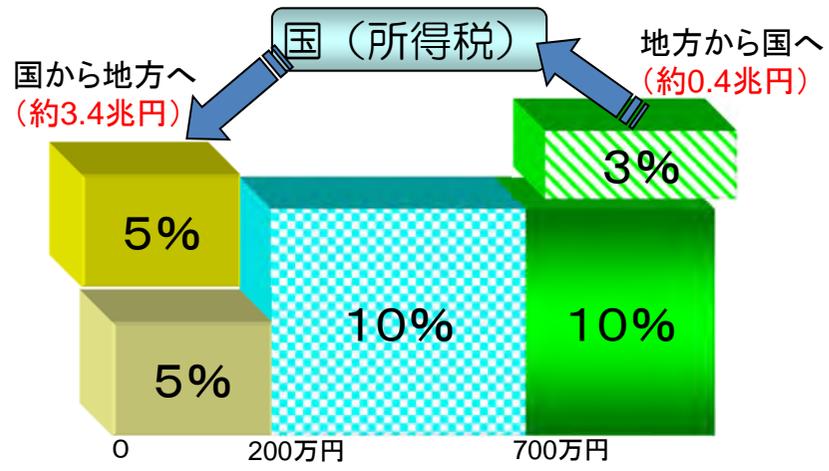


税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

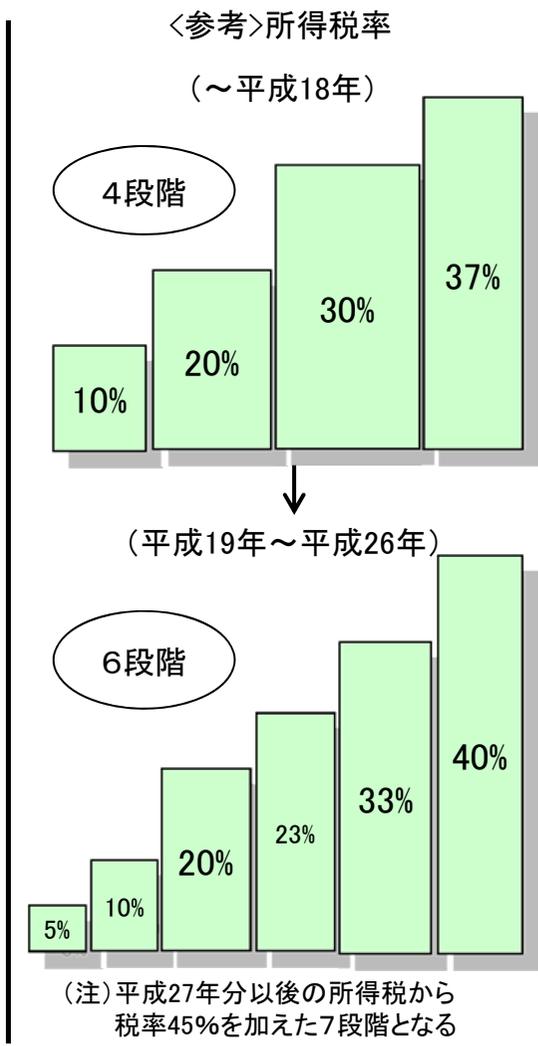
○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化



**国から地方への
税源移譲 (3兆円)**



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下（1）において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

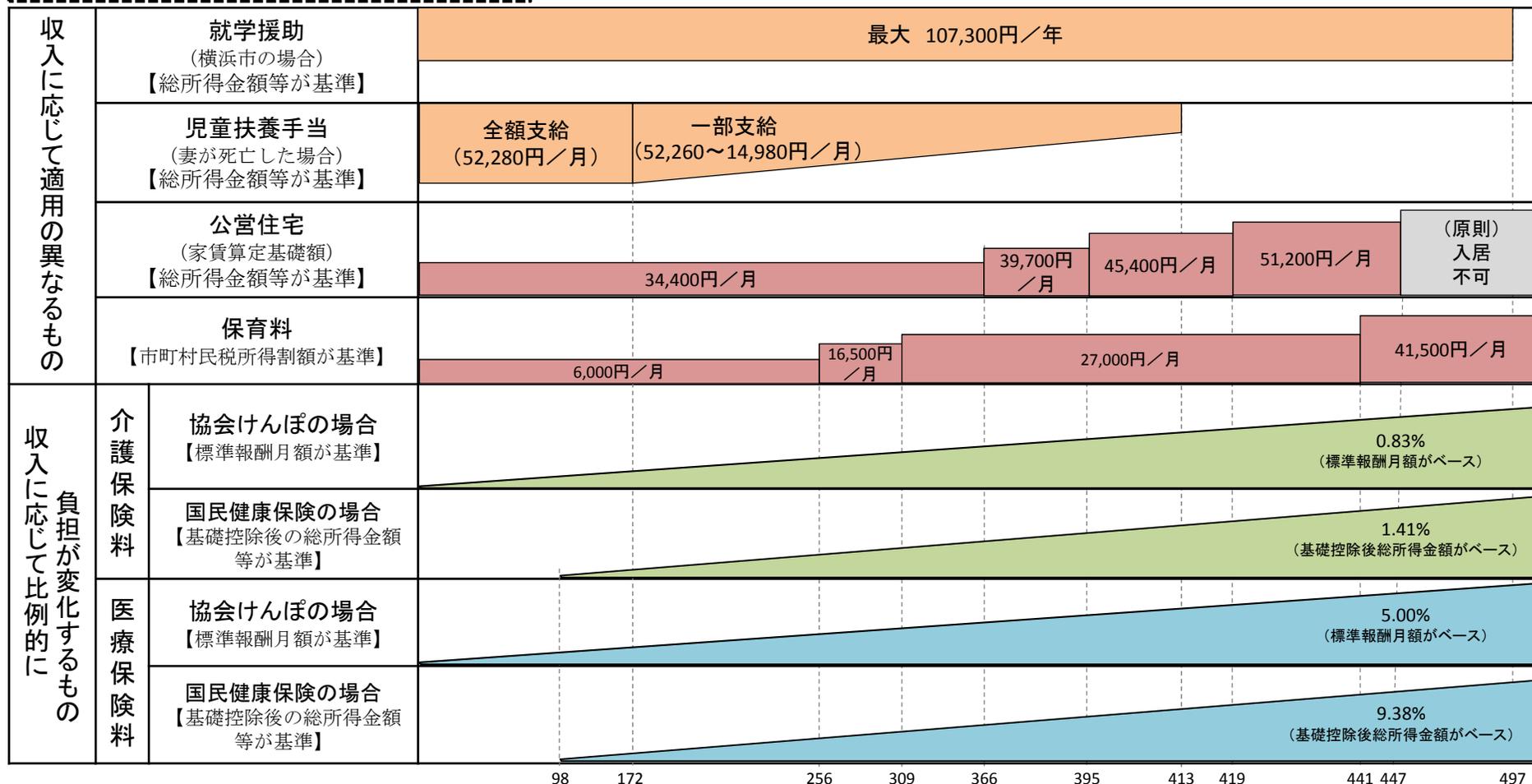
(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) （略）

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかわからない者であっても収入等を把握する必要がある。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの（保育料）や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの（介護保険料や医療保険料）等がある。

給与所得者のケースのイメージ

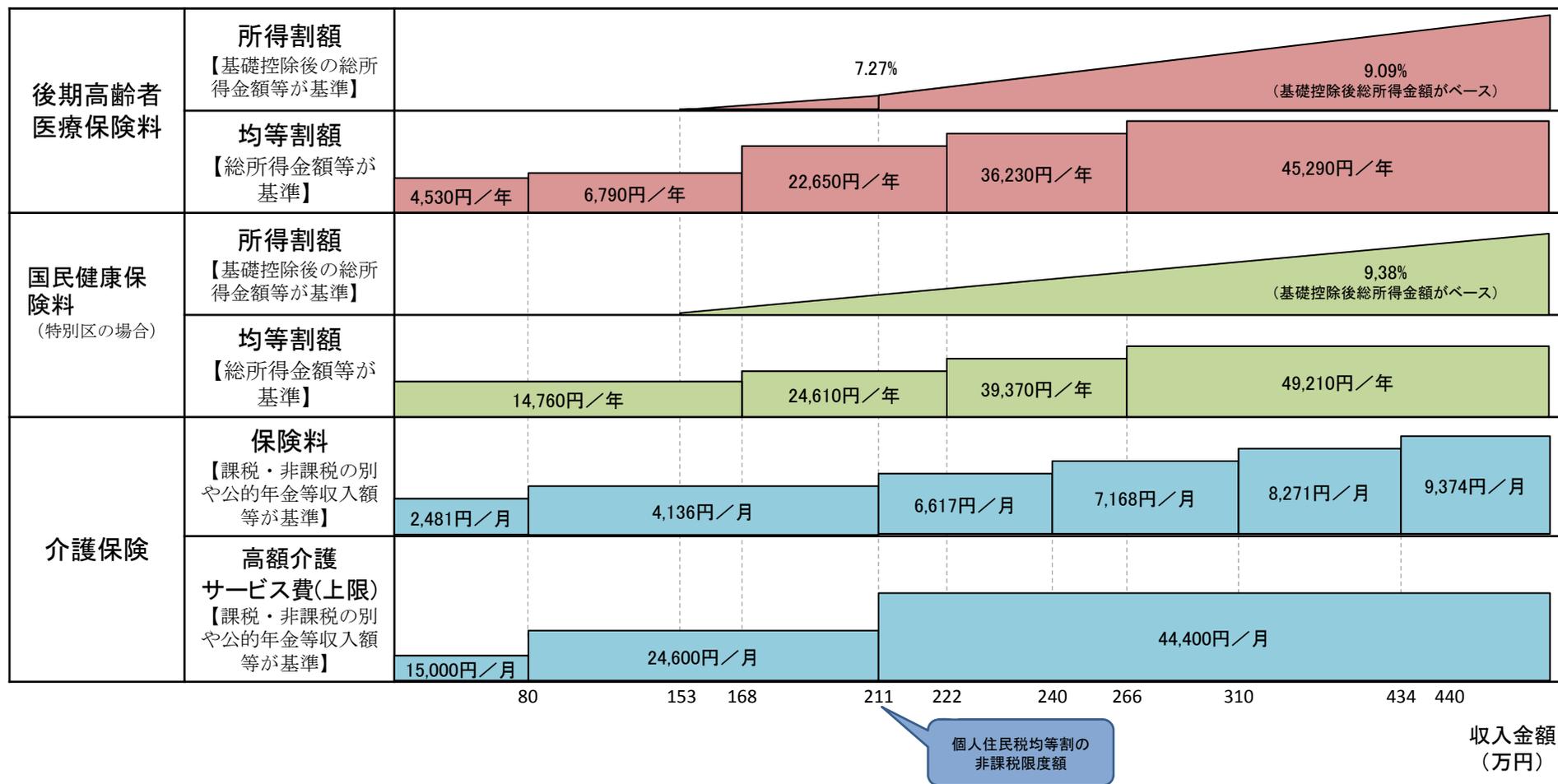


(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注3) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。
 このほか保険料(均等割)(介護分:15,520円/年, 医療分:49,210円/年)があり、低所得者対策として均等割を7/10、5/10、2/10とする3段階の軽減措置がある。

収入金額
(万円)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（2/2）

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。
 (注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

※ この他、高齢者における医療費の自己負担割合(国民健康保険、後期高齢者医療)については、個人住民税の各所得控除後の所得金額を利用している。